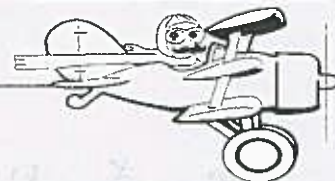


今回のテーマ

相続対策としての終身保険の活用



* 今回は、相続対策のための終身保険（低解約返戻金型）の活用方法です。

前回は、法人契約としての終身保険の活用を検討しました。

今回は、同じ終身保険ですが通常の終身保険とは異なる新型商品を利用した相続対策を考えてみましょう。

低解約返戻金型終身保険とは？

- ①通常の終身保険より保険料が安くなります。
- ②そのかわり保険料払込期間中の解約返戻金は少なくなります。
(おおむね70%以内となります)
- ③しかし、払込終了後の解約返戻金は通常の終身保険と同等です。

低解約返戻金型終身保険と無配当終身保険（通常のタイプ）の比較表

* 契約年齢：40歳 保険金額：3,000万円 払込：年払55歳まで

経過期間	低解約返戻金型			通常のタイプ		
	払込保険料	返戻金	返戻率	払込保険料	返戻金	返戻率
1年	1,260,360	592,500	47.0%	1,412,580	766,800	54.3%
3年	3,781,080	2,448,600	64.8%	4,237,740	3,497,700	82.5%
5年	6,301,800	4,361,400	69.2%	7,062,900	6,230,100	88.2%
7年	8,822,520	6,334,500	71.8%	9,888,060	9,048,900	91.5%
10年	12,603,600	9,417,300	74.7%	14,125,800	13,453,500	95.2%
13年	16,384,680	12,567,300	76.7%	18,363,540	17,952,600	97.8%
15年	18,905,400	14,764,800	78.1%	21,188,700	21,093,000	99.5%
17年	18,905,400	21,592,500	114.2%	21,188,700	21,592,800	101.9%
20年	18,905,400	22,339,500	118.2%	21,188,700	22,339,500	105.4%

【ポイント】有効な利用方法は？

契約者を被相続人とした契約を結んだ場合、相続発生時点では契約者の死亡により生命保険契約を相続する（＝契約者変更）こととなります。

相続財産として保険契約を評価する場合、今後は相続発生時点での保険の解約返戻金額が評価額となります。

すなわち、低解約返戻金型終身保険であって保険料払込中に相続が発生すればその時点での低い評価額となり、有効な対策といえるのではないのでしょうか？

今回は相続対策としての終身保険の活用（権利の評価減）を取上げてみました。実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 渋谷 洋子